

令和5年度脱炭素社会ぎふを支える人づくりツアー事業業務委託プロポーザル募集要項等に関する質問について

令和5年2月27日現在

No.	質問項目	質問	回答
1	仕様書 P1 4 業務内容 (3) ツアーコースの企画・内容 ⑥ 夏季に「清流長良川あゆパーク」及び「藤前干潟」、秋季に「morinos」をそれぞれ利用し、定員を各 40 名程度とするコースを各 1 回ずつ (計 3 回) 設定すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設側が 40 名受け入れ不可の場合はどのようになりますか。またコース必須の場合、なぜこの 3 コースのみの設定なのか必要性が知りたいです。</li> <li>これ以外のコースで 40 名の設定は不可でしょうか。(指定 3 コースが対応不可の場合)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設側が 40 名の受け入れができない場合は、可能な範囲で 40 名に近い定員を設定してください。指定する 3 施設を利用したコースの設定が困難な場合は、契約後、県及び受託者で協議した上で業務を進めることとなります。当該 3 施設を含むコースは、施設の収容人数が多く、魅力ある体験プログラムにより人気があり集客力があるため、多くの県民の参加を見込めることから、指定コースとしています。</li> <li>指定する 3 コースが 40 名の対応ができる場合においても、他のコースで 40 名の定員の設定は可能です。</li> </ul>
2	仕様書 P2 4 業務内容 (3) ツアーコースの企画・内容 ⑩ 発着地は岐阜県内とし、そのうち中濃地区、東濃地区を出発地又は経由地とするコースをそれぞれ 1 つ以上設定すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地発着は設定可能でしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>可能です。</li> </ul>
3	仕様書 P2 4 業務内容 (4) 参加対象者 ② 岐阜県 (以下「県」という。) と調整の上で、地球温暖化防止のために普及啓発活動に取り組む「ぎふ清流 COOL CHOICE 学生アンバサダー」が、各コース 2 名までスタッフとして参加することができるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>全コース参加でしょうか。</li> <li>バスに同乗し 1 日同行するイメージでしょうか。</li> <li>スタッフとしてかかる経費は事業費から捻出でしょうか。</li> <li>その場合、どの項目を見積りにいれておけばいいでしょうか。(交通費・日当・昼食・保険・体験費・打合せ費用など)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各コースに 2 名まで参加することができるものであり、必ずしも全コースに参加するとは限りません。</li> <li>バスに同乗し、1 日同行する想定です。</li> <li>「ぎふ清流 COOL CHOICE 学生アンバサダー」はボランティアとして、コースに応じて必要な経費 (交通費、昼食代、保険料、施設入場料・活動体験費等) を事業費に計上してください。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・スタッフとして参加と記載がありますが、どのような立ち位置でツアーにはどのように関わるとでしょうか。</li> <li>・2名は毎回同じメンバーでしょうか。</li> <li>・プログラム実施前の事前打合せ等は可能でしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎回異なる2名となる想定です。</li> <li>・学生アンバサダーとの調整がつけば、事前打合せは可能です。必要に応じて、事前打合せに係る交通費も計上してください。</li> </ul>
4	<p>仕様書P2 (6) 実施回数 15回以上の催行を計画すること。ただし、夏季実施を10回程度とし、季節(夏季、秋季又は冬季)が異なる場合は、県内施設に限り同一コースの複数回実施も可とする。なお、(3)⑥に留意すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数回実施した場合(3)⑥の3施設についてはどのコース(夏、秋)においても40名定員とする必要がありますか。(プログラム内容は別)</li> <li>・同施設において同季節での開催は不可でしょうか。(プログラム内容は別)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夏季の「清流長良川あゆパーク」及び「藤前干潟」、秋季の「morinos」については、各40名程度の定員としてください。指定以外の例えば、秋季に「清流長良川あゆパーク」で実施する場合等は、可能な範囲で多くの県民が参加できる定員数を設定してください。なお、「藤前干潟」は、県外のため複数回実施はできません。</li> <li>・同じ季節での複数回実施はできません。</li> </ul>
5	<p>仕様書P4 5 業務実施体制(3) 安全管理体制 各コースの実施にあたり、熱中症や新型コロナウイルス感染症などの予防対策に万全を期すとともに、活動時の安全管理体制として、スタッフの配置、責任の所在、連絡体制等をコースごとに明確にし、書面で県へ提出すること。また、各コース実施日には、定時(昼食時頃、終了時頃)に県へ参加者の状況等の報告を行うとともに、緊急事態が発生した場合は、定時報告とは別に、速やかに県へ連絡をすること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルスが5類に移行された場合も、コロナウイルス感染症等の予防対策は必須となりますか(マスク着用、検温、健康チェック、一定の距離の確保)。</li> <li>・40名定員の場合、万全の予防対策はどの程度と理解すればよいでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられた場合の必要とされる感染防止対策については、その時点で国や県のホームページ等で示される情報に沿って対応してください。</li> <li>・「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」や各業界団体が専門家や関係省庁の助言等を踏まえ、業種ごとに適切な感染防止策を自主的にまとめた「業種別ガイドライン」(旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン、貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドラインなど)等に従ってください。</li> </ul>